

# 令和8年度県産米プロモーション活動業務委託仕様書

- ・ この仕様書は、企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約先候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

## 1 委託業務名

令和8年度県産米プロモーション活動業務委託

## 2 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

## 3 業務の目的

県では、夏の高温による被害を受けやすい既存の県育成品種「彩のかがやき」に代わり、高温耐性を持つ新品種「えみほころ」への生産の切り替えを推進しており、令和8年度からは、県内量販店等での通年販売も開始予定である。

本業務委託では、「えみほころ」の認知度向上及び消費拡大につながるプロモーション活動を実施する。

実施に当たっては、令和7年度に策定した埼玉県産米「えみほころ」マーケティング戦略を踏まえ、効果的かつ戦略的に行うこととする。

## 4 埼玉県産米「えみほころ」マーケティング戦略概要

### (1) ブランドコンセプト

- ・ 「安定した品質と価格」

暑さに強く安定した収穫量と品質、値ごろ感のある価格で、県民の毎日のごはんにぴったりな安心のお米。

- ・ 「近くのおいしさ」

生産地と消費地が近いという埼玉県の特徴を生かし、生産者の顔が見えて、輸送コストや環境負荷が抑えられる、近くのおいしさ。

### (2) プロモーションテーマ

- ・ 「埼玉のお米？って思ったでしょ？食べて満足、えみほころ」

埼玉＝お米のイメージがあまりないことを逆にとり、「意外とおいしい」「実はすごい埼玉県産米」を訴求していく。

### (3) ターゲットとする購買層

- ・ 県内在住の20～40代のファミリー層

えみほころの粒が大きくしっかりした食感という特徴を活かし、20～40代のファミリー層をメインターゲットとする。（「彩のきずな」は40～60代をメインターゲットとする。）

### (4) 主な販売形態

- ・ 県内量販店での店頭販売や県内学校給食での利用

## 5 業務内容

### (1) 埼玉県産米「えみほころ」マーケティング戦略に基づくプロモーション活動の実施

- ・ 「えみほころ」のブランドコンセプト、プロモーションテーマ、ターゲット層などマーケティング戦略に基づき、本品種の特徴や魅力を効果的に伝えるプロモーション活動を企画・実施すること。
- ・ 企画は受託者の提案により実施内容を決定し、契約締結後に県と協議のうえ確定すること。
- ・ 本業務に当たっては、「えみほころ」PR動画を活用すること。
  - ①「えみほころ」30秒 ver [https://www.youtube.com/watch?v=6fEz55\\_vS08](https://www.youtube.com/watch?v=6fEz55_vS08)
  - ②「えみほころ」15秒 ver <https://www.youtube.com/watch?v=AHtqC-LVyo0>
- ・ 実施後は効果測定を行い、結果を報告書にまとめて提出すること。
- ・ 活動実施に当たっては、受託者が主体となり、本県および関係農業団体、卸売業者、量販店等と調整を図りながら企画し実行すること。

#### <提案を求める内容等>

- ・ マーケティング戦略に基づいた「えみほころ」の特徴や魅力を効果的に伝え、認知度向上と消費拡大につながるプロモーション活動の企画案を提案するとともに、実施スケジュール、進捗管理方法、効果測定の方法等を示し、それぞれの考え方・狙いを明確に示すこと。

### (2) LINE アカウント『埼玉県のお米「彩のきずな」』の運用

- ・ LINE アカウント名『埼玉県のお米「彩のきずな」』（友達登録数 3,682 人）の運用
- ・ (1) のプロモーション活動に関連する内容及び「えみほころ」の魅力を伝える情報を、月 1 回以上の頻度で継続して配信すること。
- ・ 予算の範囲内でフォロワー数の増加を図るための施策（例：キャンペーン企画など）を実施すること。
- ・ LINE プランに係る費用は受託者の負担とする。  
(参考) LINE アカウントプランについて：<https://www.lycbiz.com/jp/service/line-official-account/plan/>
- ・ 活動実施に当たっては、受託者が主体となり、本県と協議を行いながら実行すること。

#### <提案を求める内容等>

- ・ マーケティング戦略に基づいた(1)の提案と相乗効果が生まれるような投稿内容及びフォロワー数増加に向けた施策を提案するとともに、投稿スケジュール、進捗管理方法などを示し、それぞれの考え方・狙いを明確に示すこと。

### (3) 県内小中学校向けの県産米食育ポスターの作成と配付

- ・ 県内小中学生の県産米に対する理解と親しみを深めるとともに、食育の推進を図るため、県内小中学校向けに「えみほころ」、「彩のきずな」を紹介するポスターのデザインを制作する。
- ・ デザインしたポスターについて、ウにある部数を印刷し、指定する納品場所へ納品する。

#### ア デザイン制作（企画提案段階）

- ・ 対象は県内小中学生向けとする。
- ・ 「えみほころ」と「彩のきずな」の特徴や魅力をわかりやすく伝えるポスターの構成案、コンセプト、及びイメージスケッチ（ラフ案）を提出すること。
- ・ 食育関連の情報（米の栄養価や県内の米生産の特色など）も盛り込めるようにすること。
- ・ 読みやすさや視認性に配慮したユニバーサルデザインの観点を反映すること。
- ・ 提案書には構成案やコンセプトの狙い、主要な掲載要素、イメージスケッチ（ラフ案）、制作スケジュール及び進捗管理方法を含めること

#### イ デザイン制作（受託決定後）

- ・ 提案内容を踏まえ、本県及び公益財団法人埼玉県学校給食会と協議しながらデザインを制作し、印刷及び納品を行うこと。

#### ウ 印刷仕様及び納品場所

- ・ 規格：B列1判 横（片面、4色刷）
- ・ 用紙：コート紙、135kg
- ・ 印刷部数：4,600部
- ・ 納品先及び数量：

納品場所	箇所数	1か所当たり部数	計
県内各小中学校等	1,271	3	3,813
各給食センター	61	3	183
各市町村教育委員会	62	3	186
県関係機関	21	3	63
JAグループ	2	100	200
埼玉県学校給食会	1	155	155
合 計			4,600

- ・ 納品場所や数量は契約締結後に確定するため、多少の前後があることを了承すること。

#### エ 納入期限

- ・ 令和8年11月上旬

#### オ 納入条件

- ・ 電子データはAI及びPDF形式で県へ納品すること。
- ・ 印刷物は折らずに納品すること。

#### <提案を求める内容等>

- ・ マーケティング戦略に基づき、小中学生に「えみほころ」と「彩のきずな」の魅力や特徴が伝わるポスターの企画構成案、コンセプト、およびイメージスケッチ（ラフ案）を提案するとともに、制作スケジュール、進捗管理方法などを示し、それぞれの考え方・狙いを明確に示すこと。

(参考)

- 過去に公益財団法人埼玉県学校給食会が作成したポスター  
<https://www.saigaku.or.jp/food/info/saitama/>

(参考)

〈「えみほころ」の生産及び販売の実績・予定〉

- 県育成の既存品種「彩のかがやき」からの切り替えを目指し、作付の拡大を進めている。
- 令和8年度から県内での一般栽培が始まるとともに、量販店等での通年販売も開始する。

年 度	作付面積	生産量	販売実績・計画
令和7年度	100ha	約500t	株式会社ベルク、株式会社マミーマートで限定販売
令和8年度	1,500ha	約7,500t	県内量販店等での通年販売開始
令和9年度	2,000ha	約10,000t	

〈埼玉県育成の品種〉

#### ■えみほころ

- 令和4年生まれの新品種であり、暑さに強く、高温障害の被害を受けにくい。
- 粒が大きく、しっかりとした粒感で、米の甘さもはっきりと感じられるのが特徴。
- 「食べると顔がほころび笑みがこぼれる」という思いを込めて名付けられた。

#### ■彩のきずな

- 平成24年生まれで、病害虫と暑さに強い品種。
- さわやかな甘みと旨さ、弾力のある、滑らかな食感が特徴である。
- 一般財団法人日本穀物検定協会が実施する「米の食味ランキング」では、県西地区で最高ランクの「特A」評価を、令和2年産から令和6年産までの5年連続で獲得している。  
(獲得自体は6回)
- 令和7年度は、作付面積8,700ha、生産量43,500tであり、県内の作付面積の28.1%を占めている。
- 株式会社ヤオコーやイオン株式会社等の量販店で販売をしている。

#### ■彩のかがやき

- 平成12年生まれで、病気や害虫に強いいため、減農薬での栽培が可能な品種。
- 暑さに弱いため、近年、夏季の高温の影響でお米が白くなる被害が発生している。
- さっぱりとした甘さで、ふっくらとした食感が特徴である。

## 6 活動計画書及び報告書の作成等

受託者は県と協議の上、次のように活動計画書及び報告書（提出部数：正副2部）を作成し、併せて制作物及び電子データ（PDF等による）を提出することとする。

### (1) 活動計画書

受託者は、契約締結後速やかに県と協議の上、年間活動計画書を作成・提出する。

### (2) 会議録

受託者は、県と受託者の間の打合せ記録を作成し、内容を月1回以上双方で確認する。

### (3) 報告書

受託者は、事業の実施状況を取りまとめた報告書を次のとおり作成し、県に提出する。

#### ア 中間期

10月末までの実績について、令和8年11月13日（金）までに提出する。

#### イ 年度末

最終的な実績報告を、令和9年3月19日（金）までに提出する。

## 7 成果物に関する権利の帰属等

- ・ 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- ・ 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は、全て県に帰属する。また、受託者は、本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作者人格権を将来にわたって行使しないものとする。
- ・ 本業務の履行に際して、映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

## 8 その他

- ・ 本事業の遂行に際して必要となる資格・認証・許可等の取得手続は、各種関係法令等を遵守し、受託者の責任において適切に行うこと。なお、費用が発生する場合は、受託者の負担とする。
- ・ 本県において、関係団体等に対して、事業実施に係る申請や届出等を行う必要がある場合は、書類の作成などに必要な協力を行うこと。
- ・ 本事業について、本県がパブリシティなどにより広報等を行う場合にあっては、必要な情報や素材提供を行うなど、本県と連携・協力を図ること。
- ・ 本事業の確実な実施に向け、綿密な打合せを行うこと。また、打合せ後は速やかに議事要旨を作成し、本県に提出すること。
- ・ 本事業に関わる責任者及び担当者は、本業務の趣旨や内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識と経験を有する者を配置すること。また、本事業の準備・実施に十分な人員を確保・配置すること。
- ・ 実施内容の詳細については、提案内容を基本にしつつ、本県の意向を踏まえ協議・調整を行った上で決定するものとする。また、本業務の遂行に当たって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容、疑義が生じた場合等については、本県と協議の上で取扱いを決定することとする。